

熊本市次世代育成支援対策施設整備費補助金交付要綱

制定 平成30年 3月31日市長決裁
 改正 令和 2年 4月 1日子ども政策課長決裁
 改正 令和 5年 9月29日子ども家庭福祉課長決裁
 改正 令和 7年 1月 8日子ども家庭福祉課長決裁
 改正 令和 7年 3月19日子ども家庭福祉課長決裁

(趣旨)

第1条 市長は、児童福祉施設等の整備を図るため、毎年度予算で定めるところにより児童福祉施設等の整備を行う社会福祉法人等に対し、次世代育成支援対策施設整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるもののほか、熊本市補助金等交付規則（昭和43年熊本市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「児童福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類又は小分類の施設をいう。

区分	大分類	中分類		小分類
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に基づく児童福祉施設（児童厚生施設については、平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知の別紙「児童館の設置運営要綱」の第2から第4に定める小型児童館、児童センター（大型児童センターを含む。）及び大型児童館（「C型児童館」を除く。）とする。）、同法第6条の3第1項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所及び同条第8項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所（以下「児童福祉施設等」という。）	児童福祉施設 児童自立生活援助事業所 小規模住居型児童養育事業所	助産施設 母子生活支援施設 乳児院 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 児童厚生施設		第一種助産施設 第二種助産施設

2 この要綱において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。

増 改 築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
改 築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。
拡 張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕等	既存施設について令和5年8月22日こ成事第426号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	令和5年8月22日こ成事第422号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
老朽民間児童福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について令和5年8月22日こ成事第431号こども家庭庁成育局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。
防犯対策強化に係る整備	令和5年8月22日こ成事第429号こども家庭庁成育局長通知「児童福祉施設等における防犯対策強化に係る整備について」により整備をすること。

（補助の対象）

第3条 次の表の①の欄に定める施設の種類ごとに、②の欄に定める設置根拠等により③の欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業を補助の対象とし、その補助率は、それぞれ④の欄に定めるとおりとする。

① 施設の種類	② 設置根拠等	③ 設置者	④ 補助率
児童福祉法に基づく施設等 ア 児童福祉施設	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人、日本赤十字社（児童厚生施設を除く。）、公益社団法人又は公益財団法人	3/4（児童厚生施設については2/3）
イ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第6条の3第1項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は市が認めた法人	3/4
ウ 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第6条の3第8項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は市が認めた法人	3/4

2 施設整備費に係る次に掲げる費用については、補助金の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舎に要する費用
- (3) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (4) 防犯対策強化に係る整備における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用
- (5) その他施設整備費として適当と認められない費用

（交付額の算定方法）

第4条 児童福祉施設等の施設整備に係る補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表第1の③の欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に第3条第1項の表中、④の欄に定める補助率を乗じた額を算出する。
- (2) 第3条第1項の表中、①の欄に定める施設の種類ごとに、別表第1の①の欄に定める種目ごとに②の欄により算出した基準額の合計額を算出する。
- (3) 第1号により算出した額と、前号により算出した額とを区分ごとに比較していずれか少ないほうの額の施設の種類の額の範囲内で市長が必要と認めた額を補助額とする。
- (4) 学校等の余裕教室の改築等に要する施設整備事業については、次により算定する。
 - ア 別表第2の①の欄に定める基準額と②の欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - イ アにより算定された額と当該区分ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表第2の③の欄に定める補助率を乗じた額を補助額とする。

（補助金の交付の条件）

第5条 補助金の交付の条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、市長の承認を受けなければならない。ただし、区分間の経費の配分の変更は、承認しないものとする。
- (2) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。
 - ア 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
 - イ 建物等の用途
 - ウ 入所定員又は利用定員
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告して指示を受けなければならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式第13号により速やかに、遅くとも補助事業の完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。
 なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
 また、市長に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。
- (8) 児童福祉施設等の補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (9) 児童福祉施設等の補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。
- (10) 児童福祉施設等の補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (11) 児童福祉施設等の補助金の対象経費に対して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を重複して受けてはならない。
- (12) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、若しくは貸し付け、又は担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

なお、市長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

- (13) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (14) 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

ア 市税を滞納していない者

イ 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者

- 2 社会福祉法人等が前項の規定により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付申請書は、様式第1号によるものとする。

- 2 前項の申請書の提出期限は、施設の所管課が定めるものとする。

（決定の通知）

第7条 補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（様式第2号又は第3号）により行うものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第8条 補助事業の内容等の変更申請書は様式第4号によるものとする。

- 2 前項の申請書の提出期限は、毎年度別に定める期限とする。

（変更決定の通知）

第9条 補助事業の内容等の変更の決定通知は、変更交付決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第10条 申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までとする。

（状況報告）

第11条 補助事業者は、施設整備に係る工事に着工したときは様式第6号により工事に着工した日から5日以内に、また、工事進捗状況については様式第7号により毎年度12月末日現在の状況を翌月10日までに市長に報告するものとする。

工事が完了したときは、工事が完了した日から7日以内に様式第8号による工事完了届を市長に提出するものとする。

（実績報告）

第12条 実績報告書は、様式第9号によるものとする。なお、事業が翌年度にわたるときは、様式第10号によるものとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業の完了日から起算して25日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日とする。なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る市の会計年度の翌年度の4月15日とする。

（補助金の額の確定）

第13条 補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書（様式第11号）により行うものとする。

(補助金の請求等)

第14条 補助金の請求は、補助金請求書(様式第12号)により行うものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(熊本市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置)

2 この要綱の施行の際現に熊本市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱(平成18年7月13日健康福祉局長決裁)第10条の規定による補助金の交付決定の通知を受けている者(同要綱第2条第1項の表(8)の項に掲げる施設に限る。)は、第7条の規定による補助金の交付決定の通知を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年1月8日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和10年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、令和7年3月19日から施行する。

別表第1

算 定 基 準

① 種目	② 基準額	③ 対象経費
本体工事費	ア 定員1人あたり交付基礎点数を適用する場合 令和5年8月22日こ成事第370号こども家庭庁長官通知「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」の別紙の別表2（以下「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」の別紙の別表2」という。）に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものに1,500を乗じて得た額を基準額とする。 イ 1施設あたり交付基礎点数を適用する場合 「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」の別紙の別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数に1,500を乗じて得た額を基準額とする。 ウ 1世帯あたり交付基礎点数を適用する場合 「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」の別紙の別表2に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員（世帯）を乗じて得たものに1,500を乗じて得た額を基準額とする。 エ 1グループケアあたり交付基礎点数を適用する場合 「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」の別紙の別表2に掲げる1グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものに1,500を乗じて得た額を基準額とする。 オ 一部改築及び拡張 令和5年8月22日こ成事第433号こども家庭庁長官通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」により算出されたものに1,500を乗じて得た額を基準額とする。 カ 地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、令和5年8月22日こ成事第435号こども家庭庁長官通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備を行うときは、「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」の別紙の別表2によ	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第3条第2項に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。)

	り算出した交付基礎点数に1, 500を乗じて得た額を基準額とする。 キ 大規模修繕等、その他特別な工事費については、こども家庭庁長官が必要と認めた点数に1, 500を乗じて得た額を基準額とする。ただし、③の欄に定める対象経費の実支出額を2, 000（児童厚生施設については3, 000）で除して得た点数（以下「実支出額を2, 000（児童厚生施設については3, 000）で除して得た点数」という。）がこれに満たないときは、実支出額を2, 000（児童厚生施設については3, 000）で除して得た点数に1, 500（児童厚生施設については2, 000）を乗じて得た額を基準額とする。	
スプリンクラー整備等工事費	市長が必要と認める額とする（注）。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費
特殊付帯工事費	市長が必要と認める額とする（注）。	特殊付帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮設施設工事費	市長が必要と認める額とする（注）。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
防犯対策強化に係る整備本体工事費	ア 門、フェンス等の外構の設置、修繕等 工事請負業者2社の見積もりを比較して、低い方の見積もりを2, 000（児童厚生施設については3, 000）で除して得たものに1, 500（児童厚生施設については2, 000）を乗じて得た額を基準額とする。 ※ただし、見積り額について、入所施設は1, 000, 000円未満、入所施設以外の施設は300, 000円未満の場合は対象としない。 イ 非常通報装置等の設置 工事請負業者2社の見積もりを比較して、低い方の見積もりを2, 000（児童厚生施設については3, 000）で除した数と900を比較して、いずれか少ない方の数に1, 500（児童厚生施設については2, 000）を乗じて得た額を基準額とする。 ※ただし、見積り額について、300, 000円未満の場合は対象としない。	防犯対策強化に係る整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費

（注）市長が必要と認める施設を対象とする。

別表第2

算定基準（余裕教室活用促進事業）

① 基準額	② 対象経費	③ 補助率
令和5年8月22日こ成事第370号こども家庭庁長官通知「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」の別紙の別表4により算出した交付基礎点数に1,500を乗じて得た額	(1) 余裕教室を児童福祉施設等に改築(施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。)するために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 (2) 暖房設備工事費 暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (3) 冷房設備工事費 冷房設備に必要な工事費又は工事請負費 (4) 冷暖房設備工事費 冷暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (5) 浄化槽設備工事費 浄化槽設備に必要な工事費又は工事請負費	市長が必要と認める額

様式第1号（第6条関係）

第 号
年 月 日

熊本市長 ○○ ○○ 様

法人所在地
法人名
法人代表者

年度熊本市次世代育成支援対策施設整備費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり事業を実施したいので、熊本市次世代育成支援対策施設整備費補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 申 請 額 別紙（1）のとおり
- 2 施 設 の 種 類 別紙（1）のとおり
- 3 申請額算出内訳 別紙（2）のとおり
- 4 事業計画書 別紙（3）のとおり

5 宣 誓 事 項

- ☐ 私（当法人等）は熊本市暴力団排除条例に規定された暴力団、暴力団員または暴力団密接関係者のいずれにも該当していないこと、及び今後もこれらに該当しないことを誓約します。

（☐に✓を記入）

（添付書類）

歳入歳出予算書（見込書）抄本

別紙（１）

申 請 額 一 覧 表

(単位：円)

NO.	施設の種類	施設の名称	設置者名	補助申請額
合 計				0

別紙(2)

年度熊本市次世代育成支援対策施設整備費補助金交付申請額内訳

(設置者名称) (施設名称)

施設種別	設置者の 総事業費 A 円	対象経費の実支出 (予定額) B (≤ A) 円	寄付金その他の収入額 C 円	差引額 D (= A - C) 円	選定額 E 円	算定基準による基準額			市補助 所要額 円
						定員 F	交付基礎点数 G 厚生労働省基準点数	基準額計 H (= G × F) × 1,500 円	
1 施設整備費									
施設整備費計									

- (注) (1)工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
(2)算出にあたっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。
(3)C欄には、移行時特別積立金を含めること。
(4)E欄には、B欄の額とD欄の額を比較して少ないほうの額に3／4(児童厚生施設については2／3)を乗じた額を記入すること
(5)I欄は、E欄の額とH欄の額を比較して少ないほうの額を記入すること(千円未満切り捨て)。

事業計画

1 対象施設の概要

- （１）施設の名称及び所在地
- （２）施設の種類
- （３）事業の目的及び効果
- （４）設置主体及び経営主体
- （５）入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

（注）母子生活支援施設については、利用世帯数を記入すること。

2 施設整備費に係る事業計画

（１）施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事費を除く）

- （ア）敷地面積 _____ m^2
- （イ）敷地の所有関係（自己所有、借地、買収（予定）地の別）
- （ウ）施設整備の区分（創設、拡張等の別）
- （エ）建物の面積 建築面積 _____ m^2 、延面積 _____ m^2
- （オ）建物の構造（_____造）

- （注） 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。
 なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を明示すること。
- 2 配置図及び各階平面図を添付すること。
 なお、拡張及び改造等の場合は、既存建物との関係を図面上で明示すること。

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

- （ア）建物の面積 建築面積 _____ m^2 、延面積 _____ m^2
- （イ）建物の構造（_____造）
- （ウ）建築年月日 昭和・平成 年 月
- （エ）補助金の区分（_____年度：国庫・民間・自己資金・その他）
- （オ）処分（取りこわし）年月日

（注）既存施設の解体撤去工事がわかるものを添付すること。

ウ 仮設施設工事

- （ア）建物の面積 建築面積 _____ m^2 、延面積 _____ m^2
- （イ）建物の構造（_____造）

- （注） 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。
 2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 整備費内訳

ア	主体工事費	_____円
イ	工事事務費	_____円
ウ	小計（本体工事費）	_____円
エ	特殊附帯工事費	_____円
オ	解体撤去工事費及び 仮施設整備工事費	
	（解体撤去工事費	_____円）
	（仮施設整備工事費	_____円）
カ	その他の工事費	_____円
キ	地域交流スペース	_____円
ク	合 計	_____円

（注） 工事費費目別内訳書を添付すること。

(3) 財源内訳

ア	国庫負担（補助）金	_____円
イ	市補助金	_____円
ウ	設置者負担金	_____円
	（内訳）一般財源	_____円
	借入金	_____円
エ	合 計	_____円

(4) 施工計画

ア	直営・請負の別
イ	契約年月日
ウ	着工年月日
エ	竣工年月日
オ	事業開始年月日
カ	解体撤去工事関係
	（ア）直営・請負の別
	（イ）着工年月日
	（ウ）完了年月日
キ	仮施設工事関係
	（ア）直営・請負・賃貸借の別
	（イ）工事期間
	（ウ）仮施設の使用期間

(5) その他の参考事項

様

年度熊本市次世代育成支援対策施設整備費補助金交付決定通知書

年 月 日 第 号で申請のあった 年度熊本市次世代育成支援対策施設整備費補助金については、熊本市補助金等交付規則（昭和43年熊本市規則第44号）第5条の規定により次のとおり交付決定したので通知します。

年 月 日

熊本市長 ○○ ○○ 印

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、「熊本市次世代育成支援対策施設整備費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に定める社会福祉法人等が設置する児童福祉施設等の施設整備事業であり、その内容は、 年 月 日 第 号申請書記載のとおりとする。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 この補助金の額の確定は、交付要綱第4条に規定する交付額の算定方法により行うものとする。
- 4 この補助金は、交付要綱第5条に掲げる事項を条件として交付するものとする。
- 5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱第12条に定めるところにより行わなければならない。

様

年度熊本市次世代育成支援対策施設整備費補助金追加交付決定通知書

年 月 日 第 号で申請のあった 年度熊本市次世代育成支援対策施設整備費補助金については、熊本市補助金等交付規則（昭和43年熊本市規則第44号）第5条の規定により次のとおり追加交付決定したので通知します。

年 月 日

熊本市長 ○○ ○○ 印

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、「熊本市次世代育成支援対策施設整備費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に定める社会福祉法人等が設置する児童福祉施設等の施設整備事業であり、その内容は、年 月 日 第 号申請書記載のとおりとする。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
内今回増加（減少）額	金	円
補助金の額	金	円
内今回増加（減少）額	金	円
- 3 この補助金の額の確定は、交付要綱第4条に規定する交付額の算定方法により行うものとする。
- 4 この補助金は、交付要綱第5条に掲げる事項を条件として交付するものとする。
- 5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱第12条に定めるところにより行わなければならない。

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

熊本市長 ○○ ○○ 様

法人所在地
法人名
法人代表者

年度熊本市次世代育成支援対策施設整備費補助金変更交付申請書

年 月 日付け 発第 号で補助金交付決定通知のあった 年度
熊本市次世代育成支援対策施設整備事業については、次のとおり計画変更したいので熊本市次世代育成支援対策施設整備費補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 申請額 金 円
内前回交付決定額 金 円
- 2 施設の種類 別紙（1）のとおり
- 3 計画変更の内容
- 4 計画変更の理由
- 5 変更交付申請額算出内訳 別紙（2）のとおり
- 6 事業計画書 別紙（3）のとおり
（様式第1号の別紙（3）の様式を準用すること）

（添付書類）

歳入歳出予算書（見込書）抄本

様

年度熊本市次世代育成支援対策施設整備費補助金変更交付決定通知書

年 月 日 第 号で申請のあった 年度熊本市次世代育成支援対策施設整備事業の計画変更については承認し、熊本市補助金等交付規則（昭和 4 3 年熊本市規則 4 4 号）第 7 条の規定により次のとおり変更交付決定したので通知します。

年 月 日

熊本市長 ○○ ○○ 印

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、「熊本市次世代育成支援対策施設整備費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 3 条に定める社会福祉法人等が設置する児童福祉施設等の施設整備事業であり、その内容は、年 月 日 第 号申請書記載のとおりとする。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
内今回増加（減少）額	金	円
補助金の額	金	円
内今回増加（減少）額	金	円
- 3 この補助金の額の確定は、交付要綱第 4 条に規定する交付額の算定方法により行うものとする。
- 4 この補助金は、交付要綱第 5 条に掲げる事項を条件として交付するものとする。
- 5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱第 1 2 条に定めるところにより行わなければならない。

様式第6号 (第11条関係)

年度熊本市次世代育成支援対策施設整備費補助金による施設の工事着工報告書

施設名：

[illegible]

様式第 7 号（第 1 1 条関係）

年度熊本市次世代育成支援対策施設整備費補助金による施設の工事進捗状況報告

施設の種類 _____

施設名： _____

施設名	設置主体名	創設、拡張等の別	補助金額 A 円	12 月末日の 出来高 B %	3 月末日の出 来高見込み C %	繰越見込高 D (100－C) %	繰越見込額 E(A×D) 円	備考
合計								

様式第8号（第11条関係）

第 号
年 月 日

工 事 完 了 届

熊本市長 ○○ ○○ 様

法人所在地
法人名
法人代表者

下記のとおり工事が完了したのでお届けします。

記

- 1 施設名
- 2 施設所在地
- 3 工事名
- 4 請負金額
- 5 契約年月日
- 6 工期

着工 年 月 日から
竣工 年 月 日 日間
- 7 竣工年月日

様式第9号（第12条関係）

第 号
年 月 日

熊本市長 ○○ ○○ 様

法人所在地

法人名

法人代表者

年度熊本市次世代育成支援対策施設整備費補助金実績報告書

年 月 日付け 発第 号で交付決定通知のあった 年度熊本市次世代育成支援対策施設整備費補助金に係る事業実績について、熊本市次世代育成支援対策施設整備費補助金交付要綱第12条の規定により関係書類を添えて報告します。

- 1 精 算 額 別紙（1）のとおり
- 2 施 設 の 種 類 別紙（1）のとおり
- 3 精 算 額 内 訳 別紙（2）のとおり
- 4 事業実績報告書 別紙（3）のとおり

（添付書類）

歳入歳出決算書（見込書）抄本

別紙（１）

精 算 額 一 覧 表

(単位：円)

NO.	施設の種類	施設の名称	設置者名	補助精算額
合 計				0

別紙(2)

年度次世代育成支援対策施設整備費補助金精算額内訳

(設置者名称) (施設名称)

施設種別	設置者の	対象経費の実	寄付金その	差引額	選定額	算定基準による基準額			市助要金	市補助金	市補助金	差引過
	総事業費	支出 (予定額)	他の収入額			定員	交付基礎点数	基準額計				
	A円	B(≦A)円	C円	D(=A-C)円	E円	F	G 厚生労働省基準点数	H(=G×F)×1,500円	I	J円	K円	L(=K-I)円
1 施設整備費												
				</								

- (注) (1)工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
(2)算出にあたっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。
(3)C欄には、移行時特別積立金を含めること。
(4)E欄には、B欄の額とD欄の額を比較して少ないほうの額に3／4(児童厚生施設については2／3)を乗じた額を記入すること
(5)I欄は、E欄の額とH欄の額を比較して少ないほうの額を記入すること(千円未満切り捨て)。

事業実績報告書

1 対象施設の概要

- （１）施設の名称及び所在地
- （２）施設の種類
- （３）設置主体及び経営主体
- （４）入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

（注）母子生活支援施設については、利用世帯数を記入すること。

2 施設整備費に係る事業内容

（１）施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事費を除く）

（ア）敷地面積 _____ m^2

（イ）敷地の所有関係（自己所有、借地、買収（予定）地の別）

（ウ）施設整備の区分（創設、拡張等の別）

（エ）建物の面積 建築面積 _____ m^2 、延面積 _____ m^2

（オ）建物の構造（_____造）

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

（ア）建物の面積 建築面積 _____ m^2 、延面積 _____ m^2

（イ）建物の構造（_____造）

（ウ）建築年月日 昭和 _____ 年 _____ 月

（エ）補助金の区分（_____年度：国庫・民間・自己資金・その他）

（オ）処分（取りこわし）年月日 _____

（注）既存施設の解体撤去工事がわかるものを添付すること。

ウ 仮設施設工事

（ア）建物の面積 建築面積 _____ m^2 、延面積 _____ m^2

（イ）建物の構造（_____造）

(2) 支出済事業費総額

ア	主体工事費	_____円
イ	工事事務費	_____円
ウ	小計（本体工事費）	_____円
エ	特殊附帯工事費	_____円
オ	解体撤去工事費及び 仮施設整備工事費	
	（解体撤去工事費）	_____円
	（仮施設整備工事費）	_____円
カ	その他の工事費	_____円
キ	地域交流スペース	_____円
ク	合 計	_____円

（注）工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付をすること。

(3) 施工期間

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 竣工年月日
- エ 事業開始年月日
- オ 解体撤去工事関係
 - （ア）着工年月日
 - （イ）完了年月日
- カ 仮施設工事関係
 - （ア）工事期間
 - （イ）仮施設の使用期間

(4) その他の参考事項

（添付書類）

- 1 請負いの場合は、工事請負契約書の写
直営の場合は、支払領収書の写
賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写（仮施設整備のみ）
- 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写
（建築基準法7条第3項又は第18条第7項の規定による検査済証）
- 3 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
（交付申請書に添付したものと同一の場合は省略）
- 4 建物平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図
（交付申請書に添付したものと同一の場合は省略）

- 5 建物内外主要部分の写真
- 6 工事契約金額報告書（別紙①）

別紙①

年 月 日

熊本市長 ○○ ○○ 様

社会福祉法人○○○会
理事長 ○○ ○○

施工業者
株式会社△△△建設
代表取締役 △△ △△

工事契約金額報告書

発注者（委託者）社会福祉法人○○○会と請負者（受託者）株式会社△△△建設は、
◇◇◇施設建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工
するとともに、 年度熊本市次世代育成支援対策施設整備費補助金についてもこれ
に基づき算定したことを報告する。

契約名	契約年月日	金額
当 初 ○ ○ 工 事 請 負 契 約	平成 年 月 日	金 円
○ ○ 変 更 （ 追 加 ） 契 約	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円
設 計 監 理 委 託 契 約	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円

※ただし、金額については、 年度熊本市次世代育成支援対策施設整備費補助金対
象分のみを抜粋している。

様式第10号（第12条関係）

第 号
年 月 日

熊本市長 ○○ ○○ 様

法人所在地

法人名

法人代表者

年度熊本市次世代育成支援対策施設整備費補助金の年度内における
実績報告について

年 月 日付け 発第 号で交付決定通知のあった 年度熊本市次世代育成支援対策施設整備費補助金に係る年度内における事業実績について、熊本市次世代育成支援対策施設整備費補助金交付要綱第12条の規定により別紙のとおり報告します。

別紙

[illegible]

様式第 1 1 号（第 1 3 条関係）

発第 号

様

年度熊本市次世代育成支援対策施設整備費補助金交付確定通知書

年 月 日付け 発第 号で交付決定した 年度熊本市次世代育成
支援対策施設整備費補助金については、熊本市補助金等交付規則（昭和 4 3 年熊本市規則
第 4 4 号）第 1 0 条の規定により下記のとおりその額を確定したので通知します。

年 月 日

熊本市長 ○○ ○○ 印

記

1 交付確定額 金 円

請 求 書

年 月 日

熊本市長 ○○ ○○ 様

法人住所
法人名称
代表者名

金 額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

ただし、 年度熊本市次世代育成支援対策施設整備費補助金として、上記の金額を請求いたします。

交 付 確 定 額 (概算交付決定額)			
発 番 号 ・ 年 月 日			
前 回 ま で 受 領 額			
発 番 号 ・ 年 月 日			
振 込 先 口 座	金融機関名		
	預金種目	口座番号	
	口座名義人		
備 考			

様式第 13 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

熊本市長 ○○ ○○ 様

法人所在地

法人名

法人代表者

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 発第 号で交付決定を受けた 年度熊本市次世代育成支援対策施設整備費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、熊本市次世代育成支援対策施設整備費補助金交付要綱第 5 条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 施設の種類及び名称

2 熊本市次世代育成支援対策施設整備費補助金交付要綱第 13 条の規定による確定額
又は実績報告による精算額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除
税額（要補助金等返還相当額）

金 円

4 添付書類

3 の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書類
（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）